

狩猟免許試験 事前講習会開催のお知らせ

令和5年のクマやサル等による大きな農作物被害を受けて、弘前市鳥獣被害防止対策協議会、弘前市及び西目屋村が合同で狩猟免許取得に伴う事前講習会を下記の日程で開催します。

今回は、(一社)青森県猟友会様のご協力により、特別に西目屋村で事前講習会を実施できることとなりましたので、農作物被害を軽減し、安定した農業経営を図りたい農家の方や、狩猟に興味のある方など、ぜひ積極的にご参加くださるようお願いいたします。

記

1 日時

令和6年6月9日(日) 午前9時から午後4時頃まで

2 場所

西目屋村中央公民館(西目屋村大字田代字稲元143、電話85-2858)

3 講師

一般社団法人青森県猟友会東青支部 3名

4 講習内容

狩猟免許(網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許)取得に関する法令や猟具の取扱い、鳥獣の判別など。

(取得したい免許の種類に関わらず、全てを受講していただきます。)

5 受講経費 8,520円(講習日受付時にお支払い願います)

(1) 受講料 5,000円(昼食・お茶付)

(2) 教材費 3,520円(狩猟読本・例題集)

※弘前市では、猟友会に入会し、市の有害鳥獣対策に協力いただくこと等を条件に、狩猟免許取得経費の助成を行っております。

6 申込期限

令和6年5月29日(水)

7 申込先及び問合せ先

弘前市鳥獣被害防止対策協議会事務局

(弘前市農村整備課鳥獣対策係)

電話40-4155

裏面に参考資料を掲載しています

《（参考）狩猟免許試験に関する日程、種類、受験資格等》

■狩猟免許試験

令和6年度に実施する狩猟免許試験の日程、場所、受付場所については下記のとおりです。

	実施日	会場	試験時間	申請書受付期間
第1回	6月30日(日)	青森県総合社会教育センター (青森市)	(受付 9:30~9:50)	5月14日(火) ~6月14日(金)
第2回	7月28日(日)	十和田市生涯学習センター (十和田市市民文化センター内)	10:00~15:00	6月12日(水) ~7月12日(金)
第3回	9月14日(土)	青森県総合社会教育センター (青森市)	(休憩 12:30~13:10)	7月30日(火) ~8月30日(金)

※試験時間は目安です。進行状況により変更となる場合があります。

■狩猟免許の種類

- (1) 網猟免許・・・網(むそう網、はり網、つき網、なげ網)を使用して狩猟するための免許
- (2) わな猟免許・・・わな(くくりわな、箱わな、はこおとし、囲いわな)を使用して狩猟するための免許
- (3) 第一種銃猟免許・・・装薬銃、空気銃及び圧縮ガス銃を使用して狩猟するための免許
- (4) 第二種銃猟免許・・・空気銃及び圧縮銃を使用して狩猟するための免許

■受験資格

青森県内に住所を有する方。ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- (1) 「網猟免許」及び「わな猟免許」にあつては満18歳に満たない方。
「第一種銃猟免許」及び「第二種銃猟免許」にあつては満20歳に満たない方。
- (2) 統合失調症、そううつ病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている方。
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者。
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い方。
- (5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない方。
- (6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、狩猟免許を取り消され、その取消の日から3年を経過しない方。

■狩猟免許申請書の交付先・提出先

中南地域県民局地域農林水産部林業振興課

〒036-8345 弘前市大字蔵主町4

電話(代表) 32-1131 内線263

その他、試験科目や受験手続等についても同課に問合せください。